

## 告示

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
毎週火、金曜日発行(但休日は翌日)

## ◇ 告示

みつ蜂の腐そ病検査

解除予定保安林

通信地図の修正測量の終了

買収令書の交付に代える公示

## ◇ 教委告示

県立高等学校の課程の一部改正

昭和三十五年度県立高等学校入学生徒の集募

募集

市町村職員共済組合の組合員に支給する災害

## ◇ 雜報

見舞金の額の特例規約

規定

## 鳥取県告示第四十九号

次のように腐そ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定により、みつ蜂の所有者に対し検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 実施の目的 腐そ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
みつ蜂
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査方法

細菌学的検査……成蜂群の性状、産卵巣の性状、蜂兒の性状  
肉眼的検査……直接塗抹による芽胞の検出

肉眼的検査……成蜂群の性状、産卵巣の性状、蜂兒

3 昭和35年2月2日 火曜日 鳥取県公報 第3093号

十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
鳥取市西大路	伯仙町河岡	西伯郡岸本町坂長	岩美郡国府町三代寺	芝田	阿賀	岸本町押口	岸本	倉吉市堺町	井手畑	西伯郡西伯町境	八頭郡用瀬町鷹狩	郡家町久能寺	河原町河原	西伯郡西伯町境福成	大川	小林	芦沢	上嶋
船場	船橋	野口	龟浅	松田	石田	仲田	小沢	山本	岩間	岸本	青砥	岸本	高宮	倉吉市新田	清谷	下福田	岡	日野郡江府町宮本
船場	船橋	石田	野口	龟浅	松田	仲田	小沢	上嶋	岩間	岸本	青砥	岸本	高宮	倉吉市堺町	井手畑	西伯郡日野町笠木	東伯郡閑金町松河原	八頭郡郡家町郡家
鳥取市西大路	伯仙町河岡	西伯郡岸本町坂長	岩美郡国府町三代寺	芝田	阿賀	岸本町押口	岸本	倉吉市堺町	井手畑	西伯郡西伯町境	八頭郡用瀬町鷹狩	郡家町久能寺	河原町河原	西伯郡西伯町境福成	大川	小林	芦沢	上嶋

## 鳥取県告示第五十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年2月2日 火曜日 鳥取県公報 第3093号 2

別表	実施期日	実施区域	実施場所	倉吉市般若	高間	大久保	高間
二月四日	東伯郡東伯町鈍	福田養蜂場	八頭郡八東町富枝	西伯郡大山町上野	山根	瀬尾	大久保
五日	浦安	米田	西東	西伯郡大山町中高	金田	沢田	瀬尾
六日	大栄町西園	大下	岸本	大山町茂田	石田	上田	松井
七日	北条町土下	徳山	杉山	西伯郡淀江町小波	森田	入江	高間
八日	日野郡日野町舟場	南場	山根	倉吉市穴沢	中田	中河原	大久保
九日	日野郡日南町笠木	大下	遠藤	西伯郡八東町茂田	石井	石井	高間
十日	八頭郡郡家町郡家	伊東	谷田	西伯郡淀江町皆原	中垣	中垣	高間
十一日	東伯郡閑金町松河原	福井	福井	若桜町中原	山本	山本	高間
十二日	八頭郡日野町笠木	朝倉	朝倉	西伯郡淀江町中間	中田	中田	高間
十三日	日野郡日南町笠木	伊東	伊東	西伯郡日吉津村富吉	石井	石井	高間
十四日	八頭郡郡家町郡家	高宮	高宮	西伯郡日吉津村富吉	中垣	中垣	高間
十五日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	山本	山本	高間
十六日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中田	中田	高間
十七日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	石井	石井	高間
十八日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中垣	中垣	高間
十九日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	山本	山本	高間
二十日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中田	中田	高間
二十一日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	石井	石井	高間
二十二日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中垣	中垣	高間
二十三日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	山本	山本	高間
二十四日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中田	中田	高間
二十五日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	石井	石井	高間
二十六日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中垣	中垣	高間
二十七日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	山本	山本	高間
二十八日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中田	中田	高間
二十九日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	石井	石井	高間
三十日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	中垣	中垣	高間
一月一日	倉吉市別所	倉吉市別所	倉吉市別所	西伯郡日吉津村富吉	山本	山本	高間

鳥取県告示第五十二号  
一 土地の所在、対価及び権利者の氏名

左記の者は買収令書の交付ができないので、農地法第五十条第三項の規定によつて買収令書の交付に代えて公示する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石破二朗

土地の所在	地目	面積	積収	対価	所持者
同所	台帳一現況台帳一買	八〇八反	持分九分の一	五二円五六錢	氣高郡青谷町大字八葉寺亡池田秀治相続人池田功
烏取市上原字小丸山大ナ	原	二一〇	持分四分の一	一二七円五〇錢	鳥取市上段三七相続人池田功
ル塙八九九					七沢田義昭相続人早野知子

## 二 対価の支払方法

供託する。

## 三 買収の期日

昭和三十五年三月一日

鳥取市伏野字石山ヶ鼻（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林（国有林）

指定の目的 飛砂防備林

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 認定（大阪営林局長の上申による。）

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課に備え、昭和三十五年二月二日から昭和三十五年三月五日まで、一般の縦覧に供する。

## 鳥取県告示第五十一号

次のとおり通信地図の修正測量を終了した旨、広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石破二朗

## 一 作業種類 修正測量

## 二 作業地域 鳥取市

昭和二十八年六月三十日現在の鳥取市の地域

三 終了年月日  
鳥取市 昭和三十四年十一月二日  
岩美郡

米子市

十月二十一日

西三柳字上谷、字中谷、字下谷、字前谷、字中筋、字下三柳

彦名町、夜見町、河崎、上後藤、下後藤、旗ヶ崎、

西福原、東福原、上福原、觀音寺、大谷町、日久美町、陰田町、奈喜良、安部、皆生、中島、福市、八幡、諏訪、美吉、宗像、奥谷、日原、石井、橋木、新山、吉谷、古市、長砂町字奥長砂、

米子市

岩美郡国府町大字奥谷

水村、大庄村  
大字布勢、大字足山、大字岩吉の地域  
松保村大字里仁、

岩美郡面影村の地域

氣高郡湖山村、千代

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日 時 昭和三十五年二月八日 午後一時

二 場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議 題 昭和三十五年度予算について

## 鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十四年三月三十一日鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のよう改正し、昭和三十五年四月一日から実施する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

別表中

根雨高等学校		全日 制		普通 課程		全日 制		普通 課程		普通 課程	
		定時 制	普 通	科 目	課 程	定時 制	普 通	科 目	課 程	定時 制	普 通
		普 通	科 目	普 通	課 程		普 通	科 目	普 通	課 程	
		科 目	普 通	普 通	課 程		科 目	普 通	普 通	課 程	

昭和三十五年度県立高等学校第一学年の生徒を次のとおり募集する。

昭和三十五年二月二日  
鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦  
昭和三十五年度県立高等学校課程別募集生徒数

鳥取県教育委員会告示第五号											
高等 学 校 名		全 日 制		科 名		課 程 名		所 在 地		募 集 生 徒 数	
鳥 取 東 高 等 学 校		全 日 制	(夜 間)	普 通 科	家 庭 科	普 通	課 程	鳥 取 市 立 川 町 五 丁 目 一 一〇 番 地	約 三〇〇	五〇	五〇
鳥 取 西 高 等 学 校											

に改める。

由良育英高等学校	河北農業高等学校	倉吉農業高等学校			
		全日制	定时制	全日制	(夜間) 定时制
家庭科	普通科	農業科	農業科	家庭科	普通科
家庭課程	普通課程	農業林木課程	農業林木課程	家庭課程	普通課程
農村家庭課程	農業土木課程	農業土木課程	農業土木課程	倉吉市大谷三〇五八番地	倉吉市余戸谷町三〇五八番地
東伯郡大栄町由良宿一六〇八番地	倉吉市上井町四三〇番地	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	倉吉市大谷一六六番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
五〇	二〇〇	五〇五〇	三〇	約 募集停止	四〇四〇一〇〇

鳥取工業高等学校	鳥取商業高等学校	岩美農業高等学校			
		全日制	定时制	全日制	農業科
全日制	農業科	全日制	農業科	全日制	農業科
普通科	普通科	家庭科	普通科	家庭科	農業科
普通課程	普通課程	家庭課程	普通課程	家庭課程	農業課程
農業家庭課程	農業家庭課程	農業家庭課程	農業家庭課程	農業家庭課程	農業家庭課程
鳥取市源太一二番地	岩美郡岩美町浦富七〇八地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	氣高郡鹿野町寄田三三一番地	鳥取市湖山町一二五八番地
鳥取市湖山町一二五八番地	鳥取市湖山町一二五八番地	鳥取市湖山町一二五八番地	鳥取市湖山町一二五八番地	鳥取市湖山町一二五八番地	鳥取市湖山町一二五八番地
四〇	五〇	三〇	三〇	四〇	五〇
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇



**鳥取県教育委員会告示第六号**

昭和三十五年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県立高等学校通信教育  
生徒募集要項

募集学校及び募集生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目 約五〇人  
米子東高等学校 一一二番地 米子市勝田町三〇 約五〇人  
七番地

出願資格

中学校を卒業した者（昭和三十五年三月卒業見込の者を含む。）

学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

高等学校の定期制課程に在学している者

募集教科目

出願手続

出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

イ 入学願書（用紙は募集学校に準備してある。）  
ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成

- (1) 国語(甲) (2) 国語(乙) (3) 漢文
- (4) 社会 (5) 日本史 (6) 世界史
- (7) 人文地理 (8) 数学一 (9) 数学二
- (10) 数学三 (11) 物理 (12) 化学
- (13) 生物 (14) 地学 (15) 美術
- (16) 書道 (17) 音楽 (18) 商業一般
- (19) 農業簿記 (20) 計算実務 (21) 統計調査
- (22) 農業經營 (23) 家庭一般 (24) 被服
- (25) 食物 (26) 保育家族 (27) 家庭經營
- (28) 手芸染色 (29) 児童心理 (30) 保健
- (31) 体育 (32) 英語

績證明書

出願期間及び受付場所

昭和三十五年二月十九日から三月三十日まで

受付場所 各募集校

選抜

志願者が定員を超過した場合は、各学年ににおいて提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。

入学許可者に対しては直接学校から通知する。

注意事項

イ 募集及び出願に関する質疑は、直接募集校で行なうこと。

ロ 郵送の場合返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

参考事項

イ 通信教育によつて得られる単位数と受講料

農業	保健	芸術	理科	数学	社会	国語	教科	科 目	单 位 数	受 講 料 (年額)	
農業一般	保育	音書美	地生化物	數學	人世日社 文 地理 史 會	漢國語(甲) 文	科 目	单 位 数	区 单 位 分 位	受 講 料 (年額)	
四一六	二九	二二二 六六六	二二二 五五五	三二一	五五五	一一六 六六六	一一一 六六六	一〇	三三四	二単位につき	六単位三五〇円九単位
二六	三四三	二二二 六六六	二二二 五五五	三又は五三 九	五五五	一一一 六六六	一一一 六六六	一〇	二二二 六六六	二単位につき	三単位二〇〇円五単位
二四	二单位につき	二二二 六六六	二二二 五五五	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	一一	二二二 六六六	二単位につき	二二二 六六六
二二三 〇〇〇 円円円	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 五五五	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	一一	二二二 六六六	二単位につき	二二二 六六六
二二三 〇〇〇 円円円	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 五五五	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	二二二 六六六	一一	二二二 六六六	二単位につき	二二二 六六六

01024

特例に関する規約」の制定を議決したので次のとおり公  
告する。

昭和三十五年二月二日  
鳥取県市町村職員共済組合  
理事長 石河大直

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年  
八月及び九月の風水害を受けた組合員に支  
給する災害見舞金の額の特例に関する規約

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九  
月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給  
する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭和三十四年  
法律第百七十九号）及び昭和三十四年七月及び八月の水  
害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共  
済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する  
法律施行令（昭和三十四年政令第三百四十五号）の規定  
に基き組合が昭和三十四年七月及び八月の水害又は同  
年八月及び九月の風水害に際し災害救助法（昭和二十二  
年法律第百十八号）が適用された地域内にある住居又は

家財に損害を受けた組合員（以下「被災組合員」とい  
う。）に支給する災害見舞金の額は市町村職員共済組合  
法（昭和二十九年法律第二百四号）第五十六条の規定に  
かかるらず、給料に次表上欄に掲げる損害の程度に応じ  
同表下欄に定める月数を乗じて得た額とする。

一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失した とき	一 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は 滅失したとき	一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は 滅失したとき
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受 けたとき	二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受 けたとき	二 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は 滅失したとき
三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失した とき	三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失した とき	三 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は 滅失したとき
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受 けたとき	四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受 けたとき	四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受 けたとき
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は 滅失したとき	五 月	一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は 滅失したとき

- ◎ 単位区分は右より履修順位を示す。  
① 通信教育受講に必要な受講料以外の経費  
② 教科書及び学習図書代金 実費  
③ 通信費 通信添削を受けるための往復通信費の  
実費（通信教育では第四種郵便として  
百グラムまで四円である。）  
ハ 特典  
1 通信教育だけでも所要の単位を修得した場合、

昭和三十五年一月二十日開会の第一回組合会において  
「昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九  
月の風水害を受けた組合員に支給する災害見舞金の額の

### 雑 報

昭和三十五年一月二十日開会の第一回組合会において

「昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九  
月の風水害を受けた組合員に支給する災害見舞金の額の

家庭	商業一般
児童保育	商業簿記
家庭一般	統計業務
被服	計算業務
一般	実務
二二一 六四五四四	二二一 六四四四四
一一一 五五五五五	一一一 五五五五五
一一一 三三三三三	一一一 三三三三三
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
円円円円円	円円円円円
未定	未定
二二二二二	二二二二二
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
円円円円円	円円円円円

高等学校卒業の資格が得られる。

2 通信教育履修単位に応じて、国で実施する大学  
入試状況を確認の上、所要の面接指導の時間の三割  
以内を免除し、さらに課題に回答した場合は、添

3 勤労しながら通信教育を受ける者には、所得税  
の勤労学生控除が認められる。

4 NHK高校講座を聴取すれば、実施校でその聴  
取状況を確認の上、所要の面接指導の時間の三割  
以内を免除し、さらに課題に回答した場合は、添

5 面接指導を受ける場合、学生生徒旅客運賃割引  
証が使用できる。

6 育英会の奨学資金が受けられる。

01025

昭和35年2月2日 火曜日 鳥取県公報 第3093号 16

一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は  
二 滅失したとき  
三 住居又は家財に前号と同程度の損害を受  
けたとき

○・八月

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 この規約の施行前に被災組合員に支給された市町村職員共済組合法第五十六条の規定に基く災害見舞金は、この規約の規定による給付の内払いとみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、 金

印 発  
行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町  
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町  
所 鳥 取 県 印 刷 所